

# 坤元録屏風詩をめぐって

後藤昭雄

はじめに

標記の作品について多少とも知られているとすれば、それは『枕草子』を通してであろう。その第二七八段（新潮日本古典集成本）はいわゆる物忌くしの章段で、宮中に置かれた屏風を列挙するが、最初に「坤元録の御屏風こそ」とこの屏風を挙げ、「をかしようおほゆれ」と評する。

『坤元録』は唐代に編纂された地誌であるが、日本に将来され、このように、これに基づいた屏風も作られている。中国から日本へもたらされた文物の一つとして『坤元録』を取り上げ、その受容の様相を探ってみよう。

『坤元録』は一書としては伝存せず、諸書に佚文が残るのみである。

書名が見えるのは、『宋史』芸文志に「魏王泰坤元録十卷」とあるのが初めてであるが、早く唐の杜佑の『通典』（卷一七三）に、「魏王泰坤元録」として佚文を引用する。魏王泰は唐の太宗の第四子の李泰。

『坤元録』については『括地志』と併せ考えなければならぬ。現在では両者は同一の書と考えられているからである。『括地志』は『新唐書』芸文志に「括地志五百五十卷」とあり、李泰が中心となって、諸臣に編纂させたもので、貞観

十六年(六四二)に太宗に奏上された。本書も一書としては亡佚し、『史記正義』を主なものとして佚文の集成がなされているが、それら集本では『括地志』と『坤元録』は同書とされている。『括地志』の名が表に出ているが、清の王讓の『漢唐地理書鈔』(中華書局、一九六一年)には、目録に「魏王泰括地志二卷坤元録」とあり、賀次君の『括地志輯校』(中華書局、一九八〇年)「前言」は次のように明言する。

古籍徴引括地志、或称「魏王泰坤元録」、或称「貞觀地記」、又称「魏王地記」、「括地象」等。名称雖有不同、比較其内容則完全一樣。

ともに李泰が編纂した地理書であることから、同一書の別称と考えられているのである。しかしそのように断定していいものか、なお慎重な検討が必要のように思うが、たやすく結論の得られる問題でもないので、以上のことを述べておくに止める。以下の論述では「坤元録」と記されるもののみを対象として、『括地志』についても目配りはしながら、必要な時に付言することとする。

従来の『括地志』の集佚作業において、『坤元録』の佚文として採録されたものについて、ここで概観しておく。

賀次君『括地志輯校』所引の佚文に見えるのは次の諸所で

ある。

漢長樂宮、龍淵宮、汧渠、汧口堰、無時山、閩中越、庸嶺、仙人葬山、武夷山

また、これらを引用する書は、

通典、太平寰宇記、玉海、輿地紀勝、太平御覽

である。

『漢唐地理書鈔』には、さらに『太平寰宇記』から「将楽石」、「通鑑綱目集覽」から「滇池」「劳漫」についての二条を引いている。

さらに、最近の金程宇「東京大学史料編纂所蔵『括地志』残卷跋」には、『類要』に烏嶺山(≡庸嶺)、龍淵宮等、数条の佚文があることが指摘されている。

## 二

屏風詩について述べるのに先立って、日本での『坤元録』の受容の様子を見ておこう。

以下、『坤元録』の名が見えるもの、佚文を引用するものを、時代を追ってあげる。ただし屏風詩については次節でまとめ取り上げることとする。

日本において『坤元録』の名が初めて見えるのは善珠（七二三〜七九八）の『因明論疏明灯抄』である。<sup>3</sup> 中国の唯識の祖とされる慈恩大師基の『因明入正理論疏』に対する注釈で、天応元年（七八二）の成立。注釈書として多くの漢籍の引用があるが、その一つに『坤元録』がある。次のとおりである。<sup>4</sup>

言唐興者、兩名相濫、未詳何也。一県名唐興。故坤元録第七十四卷云、江南道道州へ營道県、唐興県、江華県。道州治營道県、零陵郡之永陽県也。隋氏喪乱、陷於寇賊。武徳四年、討平蕭銑置營州。領營道、唐興、江華、永興四県。五年改爲南営州。貞観八年改爲道州。在京師南四千三百四十一里。

このあと、「漢書地理誌」の名があるので、ここまでを『坤元録』からの引用と考える。奈良時代最末期である。これによって八世紀末には『坤元録』が日本に伝存していたことが知られる。また、これには巻数が明記されていることも貴重である。

次いでは、平安朝に入つて、宇多朝（八八七〜八九七）に作られた宮廷図書目録、『日本国見在書目録』で、「土地家」に「坤元録百卷」とある。なお、「括地志」は別に「括地志一（魏王泰撰、元数六百卷。図書録只載第一卷）」と著録

されている。

源順（九一一〜九八三）が編纂した『和名類聚抄』に一条が引かれている。道路類の「泊」の項に、

坤元録云、雍州有三百頃泊、岐州有荷池泊。

とある。

具平親王撰の『弘決外典鈔』（九九一年）に一条の引用がある。<sup>5</sup> 天台山、石城寺（越州剡県）、功州臨功県の火井、葱嶺山、鉄門山についての記事である。本書の引用で注目されるのは、「臨海記云、天台山……」のように「○○云」という形を持つものがあることである。ほかに「道書」「支遁天台山銘序」「晋大康志」「華志」からの引用がある。これは『坤元録』の元の形を考えていくうえで参考となる。

入宋僧成尋はその記録『參天台五台山記』の熙寧五年（一〇七二）十二月二十九日条に、宋の文人、楊億の「楊文公談苑」に引用された、先達である寂照と奄然の「來唐日記」を抜書きしているが、そのなかに『坤元録』の名が登場する。

景德三年（一〇〇六）のこととして、日本僧寂照が語る日本の様子が記されているが、そこに日本にある書籍も列挙する。その一つとして「混元録」があるが、おもしろいのは、これを「本国」すなわち日本の書として挙げ、楊億もこれにつ

いて何も言及してはいないことである。少なくとも寂照は『坤元録』を日本撰述の書と考えていた。

藤原明衡（九八九？—一〇六六）の編述とされる『雲州往來』所収の書状に見える。巻中の中務少輔から大学頭に宛てた八十九往状に、明月峽の名の由来について質すなかに「坤元録」を挙げる。明月峽は四川省にある巴東三峽の一つである。『和漢朗詠集』巻下・山水に引く公乘億の「愁賦」の一句（500）に、

巴猿一叫、停舟於明月峽之辺。

の例がある。

大江匡房（一〇四一—一一一一）の言談を記録した『江談抄』<sup>⑧</sup>に二条の引用がある。巻四—74に、大江朝綱が「置酒如淮」という題で賦した「南陽平氏是清源」の句に關して、

此詩注云、坤元録云、淮水出南陽平氏泉。

とある。また巻六—54に楊雄の「甘泉賦」についての言談に、坤元録云、甘泉宮有玉樹。

という。なお、『括地志輯校』には甘泉宮に關わる佚文二条が『史記正義』から引かれているが、これとは一致しない。

ついで、源師時の『長秋記』に記載がある。大治五年（一一三〇）、待賢門院（鳥羽天皇后、藤原璋子）は御願寺とし

て仁和寺内に法金剛院を建立した。落慶供養が行われたのは十月二十五日であるが、それに先立つ五月二十七日条に次のような記述がある（原漢文）。

式部大輔敦光朝臣來る。是れ女院の御堂の御障子の本文の沙汰なり。寢殿は是れ坤元録の文なり。また二史の文を加ふ。対の代は是れ文選の賦なり。御堂の殿上の廊は文集の詩なり。其中、天台山の事、西三所に相分ちて除すべき由、示し畢んぬ。

藤原敦光は当時の代表的な文人であるが、彼が師時宅にやつてきて、法金剛院にしつらえる障子に書き添える本文について報告しているが、「二史」「史記」「漢書」、『文選』『白氏文集』と共に『坤元録』が選ばれている。なお、長承三年（一一三四）四月三十日条の記事によれば、その色紙形の文字は藤原定信が書いている。

空海の『三教指帰』についての注の、いわゆる『三教指帰覚明注』<sup>⑨</sup>巻下中に、

坤元録云、石窟寺、鑿三石岸為窟。

とある。

藤原孝範（一一五八—一二三三）が編んだ『明文抄』<sup>⑩</sup>（四、人事部下）に一条が引かれている。

我之不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>仰及<sub>一</sub>、猶<sub>二</sub>鷄之不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>鳳也。坤元録  
 これはいづれの地（あるいは山、川）に関わるものである  
 のかは不明である。

『和漢朗詠集』の古注に若干の引用がある。いわゆる江注  
 系の正安本に一条がある。

卷上・雨の81「龍池柳色雨中深」の句の注に、

坤元録云、龍池在<sub>二</sub>方義県北<sub>一</sub>。深而澄潔、無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>増減<sub>一</sub>  
 とある。

覚明の『和漢朗詠集私注』に四条が見える。

卷上・早春の11「南枝北枝之梅、開落已異」の注に、

坤元録曰、大庾嶺梅、其花南枝先開。故先置<sub>二</sub>南枝<sub>一</sub>。  
 とある。

とある。

卷上・月の257「棹歌一曲釣魚翁」の注に、

坤元録曰、黄河千里、周方一曲。

とある。

卷下・水の512「帆開青草湖中去」の注に、

坤元録曰、洞庭湖旧名也。青草湖、黄帝、昔於<sub>二</sub>此処<sub>一</sub>  
 誅<sub>二</sub>蚩尤<sub>一</sub>云々。

とある。

卷上・柳の108「陸池逐<sub>レ</sub>日水煙深」の注に、

坤元録曰、陸惠暁隣有<sub>レ</sub>池、池有<sub>レ</sub>柳。

とあり、ほぼ同文が、卷下・隣家の572「緑楊宜<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>両家春<sub>一</sub>」  
 の注に、

坤元録曰、陸惠暁与<sub>二</sub>張融<sub>一</sub>ト隣。其間有<sub>レ</sub>池、池上有<sub>レ</sub>

柳。

とある。

『坤元録』を記載する平安朝から鎌倉初期までの文献は以  
 上である。佚文を引用する書もいくつかあるが、これまでの

集佚作業に取り上げられていたのは『弘決外典鈔』だけであ  
 った。

### 三

屏風、屏風詩についてである。

坤元録屏風詩に関する基本資料の一つは『日本紀略』の記  
 事である。天曆三年（九四九）条の最後に、何月何日は未  
 詳として、時の村上天皇が坤元録屏風詩を撰進させたことが  
 記載され、以下のように記されている。

仰<sub>二</sub>左大弁大江朝臣<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>坤元録<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>詩題廿首<sub>一</sub>。

仰<sub>二</sub>采女正巨勢公忠<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>屏風八帖<sub>一</sub>。仰<sub>二</sub>朝綱朝臣<sub>一</sub>、

文章博士橘直幹、大内記菅原文時等一作し詩。式部大輔大江維時撰三定之。右衛門佐小野道風書之。

すなわち、詩題二〇首を左大弁大江朝綱が『坤元録』から選んだ。采女正巨勢公忠が屏風八帖を画いた。朝綱、文章博士橘直幹、大内記菅原文時等が詩を作り、そのなかから、屏風に書くべき作を式部大輔大江維時が撰定した。それを右衛門佐小野道風が書いた、ということである。

『江談抄』巻四—19がもう一つの基本資料である。『日本紀略』の記事とはほぼ同じことが記されているが、加えて、詩は三人が六〇首を作り、そのなかから、朝綱一〇首、直幹二首、文時八首の合わせて二〇首が選ばれたという。

一方で、『江談抄』の記事には、『日本紀略』とくい違うものがある。それは屏風詩撰進の年時である。『日本紀略』は月日は不明としながら、天曆三年条の末尾に置いている。ところが、『江談抄』では「天曆十年内裏御屏風詩」とする。どちらなのか、検証しなければならないが、手がかりとなるのは朝綱ら、関わった人びとの官職である。『江談抄』では維時は参議、道風は左衛門佐とある。細かな考証に互るので、結論のみ述べると、成立年時に関わるのは、朝綱の左大弁の官である。彼がこの官に在ったのは、天曆五年（九五二）正

月三十日から、同七年九月二十四日までである。他の人びとの官職も抵触しない。屏風詩の成立は天曆三年でもなく、十年でもなく、上記の間ということになる。

坤元録屏風詩は、たとえば『屏風土代』のように、それとしてまとまっては伝存していない。諸書に佚句を拾っていかなければならないが、ある程度の詩句が残っている。

五嶺蒼々雲往来 五嶺蒼々として雲往来す

但憐大庾万株梅 ただ憐れむ大庾万株の梅

『江談抄』巻四—19に引く。これには「天曆十年内裏御屏風詩」という注記がある。『菅三言品』、すなわち菅原文時の作。この詩についての言談に「此御屏風詩題目者左大弁大江朝綱奉レ勅撰ニ進坤元録中」という。この詩は「五嶺」の一つ大庾嶺を詠む。大庾嶺は江西省大庾県にある。この詩はまた『和漢朗詠集』巻上・梅（91）に引用されているが、その次に配された、

誰言春色従東到 誰か言ひし春色東より到ると

露暖南枝花始開 露暖かにして南枝花始めて開く

も、文時の作で、詩題も『朗詠集』の諸本に「前に同じ」とするものがある。脚韻（梅・開）も同じである（仄韻）。同じ詩のもう一聯と見てよいだろう。

同じく『江談抄』の巻四—70に次の句を引く。

巖前木落商風冷 巖前に木落ちて商風冷やかなり

浪上花開楚水清 浪上に花開きて楚水清らかなり

青草旧名遺岸色 青草の旧名岸に遺りし色

黄軒古楽寄湖声 黄軒の古楽湖に寄する声

やはり文時の作で、『天曆御屏風詩』の注記があるが、匡房の言談に「坤元録屏風洞庭詩」云々とある。有名な洞庭湖(湖南省)を詠んだ詩ということになる。

この詩によって、『坤元録屏風詩』に「洞庭」があつたことが明らかになるが、そうすると、この時の作ではないかと思われるものがほかにある。『和漢兼作集』卷八所収の次の句(844)である。

洞庭 橘直幹

初識騷人催楚思 初めて識る騷人楚思を催すことを

洞庭寒葉灑秋風 洞庭の寒葉秋風に灑ぐ

題が「洞庭」で、作者は橘直幹である。坤元録屏風詩と考えていいだろう。

『新撰朗詠集』卷下・隣家に次の句(536)がある。

泉識淡交長有味 泉は淡交を識りて長く味有り

樹含芳契豈無情 樹は芳契を含んであに情なからんや

作者は橘直幹。諸本のうち、梅沢本、穂久邇文庫本、山名

切等六本に、「陸張隣、坤元録」の詩題注記がある。「陸張隣」は南朝斉の陸慧暁と張融は隣合つて住んでいて、間をなす池の傍に二本の柳があるのを、互いに命を補い合う交譲木と名付けたという故事に拠る。また、『和漢朗詠集』の同じ「隣家」の部類に、

春煙通讓簾前色 春の煙は通ひに讓る簾前の色

曉浪潛分枕上声 曉の浪は潜かに分かつ枕上の声

の句がある(576)。作者は同じく直幹である。詩の内容と脚韻(情・声)が同じ(庚韻)であることから、同じ詩のもう一聯と考えられる。

さらに、『和漢朗詠集』で、この句の前に置かれた二聯(574・575)に注目したい。

池辺別業是何人 池辺の別業は是れ何人ぞ

聞道陸張昔卜隣 聞道く陸張は昔隣を卜すと

落枕波声分岸夢 枕に落ふ波の声は岸を分かつ夢

当簾柳色両家春 簾に当たる柳の色は両家の春

作者は菅原文時である。この詩も「陸張」「柳色両家」の措辞から、前述の陸慧暁と張融の故事を詠むもので、韻

(隣・春)も同じである(真韻)ことから、もとは同一の詩と考えられる。そうして、先の直幹の詩と同時に作られたもの、すなわち坤元録屏風詩となろう。

『和漢朗詠集』巻下・仙家に、次の四聯(546—549)が収載されている。

丹竈道成仙室靜 丹竈道成りて仙室靜かなり

山中景色月華低 山中の景色月華低れり

石床留洞風空払 石床洞に留まりて風空しく払ふ

玉案拋林鳥独啼 玉案林に抛つて鳥独り啼く

桃李不言春幾暮 桃李言はず春幾か暮る

煙霞無跡昔誰栖 煙霞跡なし昔誰か栖みし

王喬一去雲長斷 王喬一たび去りて雲長く断え

早晚笙声帰故溪 早晚笙声故溪に帰らん

最後の聯に「已上四韻」とあり、律詩一首を四つに分けたものである。作者は第一聯に「菅三品」とある。菅原文時である。また詩題注記も第一聯のみにあるが、諸本のうち、貞和本と伝世尊寺行尹筆本には「坤元録御屏風、山中有仙室」

とある。また『和漢朗詠集』の古注の永濟注に「此詩、坤元録ノ御屏風ノ詩也」とある。これらによれば、この詩は坤元録屏風詩の一首である。

この詩は、上述の諸句と異なり、「山中有仙室」という句題が知られる。先に述べた大江朝綱が撰進した題目の一つということになる。しかし、他方で、この詩の具体的な地名は不明である。

なお、第三聯は『別本和漢兼作集』(新編国歌大観第六巻)に採録されるが(280)、これには「寛平法皇五十御賀屏風詩」という詩題が付される。これによれば、坤元録屏風詩ではなくなる。どう考えるべきなのか。宇多法皇の五十賀が催されたのは延喜十六年(九一六)三月七日である(『日本紀略』)。この時、文時は十九歳であり、十七年後の承平三年(九三三)に至って、ようやく文章生となる。延喜十六年の時点で、若輩である文時が法皇算賀の屏風詩の詠作に加わったとは考えがたい。つまり、この詩は坤元録屏風詩と考えてよい。

その記述はないもの、おそらく坤元録屏風詩の佚句であろうと考えられる一聯がある。『新撰朗詠集』巻下・仙家に引く次の句(503)である。

夕巖苔静稀人到 夕べの巖苔静かにして人の到ること稀



なり

眺洞花飛見鶴遊 眺の洞花飛びて鶴の遊ぶを見る

「菅三品」、菅原文時の詩で、詩題注記に「勾曲山屏風」と

ある。勾曲山を詠んだ屏風詩の意である。勾曲山は江蘇省句容県にあり、茅山とも称される。漢の茅盈が弟の衷・固と共にここで修行して仙人になったという。文時の作で、中国の山を詠んだ屏風詩であることから、坤元録屏風詩と見てよいだろう。

坤元録屏風詩と記されているもの、およびそうであろうと推定される詩句は以上である。

このうち、大庾嶺、洞庭湖、地名は未詳ながら隣り合つて住んだ陸慧暎と張融の故事にまつわる地の三つは、前節に述べた『坤元録』そのものの佚文にもあった。

#### 四

坤元録屏風詩は当代の文人にとつて大きな関心事であった。また、後代の文人にとつては権威とみなされていたようである。

第三節の初めに坤元録屏風詩の大概を述べるものとして論

及した『江談抄』巻四—19に、そのことを述べたあとに、

作者濼レ思不レ如レ此詩一。或人云、「紀在昌、不レ入レ作。

内心窃為レ歎」云々。

という。作者たちが屏風詩の詠作に最大限の力を注いだこと、また選に漏れた紀在昌が残念に思っていたことを語る。紀在昌のこの屏風詩への強いこだわりについては、また巻六—33にも、

在昌、漏レ坤元録屏風詩一愁歎之間、既以病惱死去。

とある。在昌は長谷雄の孫で、淑信の子。式部大輔、文章博士、冷泉天皇の東宮時の侍読などを務めた有力な文人である。なお、在昌は天徳四年（九六〇）五月の在世が知られるのである（『日本紀略』）、死因のごとくいうのは事実ではない。

やはり『江談抄』に「粟田障子・坤元録詩撰者事」（巻五—28）という条があるが、そのなかで、匡房は次のようなことを語っている。

又被レ申云、粟田障子詩輔正卿撰レ之。坤元録詩維時卿撰。然則作者与レ判者一各互有レ長短一、随レ其巧一也。

粟田詩、以言以レ帥殿方人一不レ被レ入レ之。怨言云、雖レ坤元録一絶句一首者何不レ罷入一哉云々。故文章博士実範後伝三聞此事一、不レ被レ許レ此言一云々。

大江以言は藤原伊周の一派だという理由で粟田障子詩に選ばれなかった。それで怨み言をいった。「坤元録屏風詩であつても、絶句一首ぐらひは選り入れられないことがあるうか」。

粟田障子詩は、一条朝の正暦元年（九九〇）頃に、藤原道兼が粟田（京都市左京区）に造営した山荘の障子の名所絵に題して詠まれた詩で、菅原輔正が撰定した。これもまとまつた詩巻としては伝存せず、大江匡衡、藤原為時、紀育名、高岳相如の詩が『江吏部集』『本朝麗藻』『和漢朗詠集』などに残っている。大江以言は伊周方の人間だということで、その選に漏れた。そのことについての怨み言に坤元録屏風詩が持ち出されているが、坤元録屏風詩はこの時よりもおよそ四十年くらい前のことである。したがつて、ここは、私の実力ならば、あの坤元録屏風詩にだつて選ばれてははずだという意味合いであらう。ここからは坤元録屏風詩が過去の権威ある先例とみなされていたことがうかがえる。

坤元録屏風、また屏風詩が後代の人びとにどのように享受されていったか、追つてみよう。

まず、冒頭に述べたように、『枕草子』に取り上げられている。

ついで、藤原行成が日記『権記』に記していることである。<sup>16</sup> 寛弘七年（一〇一〇）六月十九日条に次のような記事がある。<sup>17</sup>

先日自内所<sup>レ</sup>給統色紙六卷所<sup>レ</sup>書、樂府二卷へ先日獻二  
二卷一、坤元祿詩二卷、詩合一卷、其日記一卷、後撰集  
五卷へ先日所<sup>レ</sup>進八卷也。村上御記天徳四年夏卷等  
書<sup>レ</sup>之、付<sup>レ</sup>惟規<sup>（傳）</sup>令<sup>レ</sup>奏。

行成は以前に一条天皇から賜つた統色紙六卷に以下の諸書を書写して奏上した。樂府二卷、坤元録詩二卷、詩合一卷、其日記一卷、後撰集五卷、村上御記天徳四年夏卷。

ここに「坤元録詩」の名が見える。これは坤元録屏風の詩だけを二巻に書いたものと考えられる。一条天皇は自身漢詩の詠作にも堪能な好文の人であつた。当代を代表する能筆の行成に白居易の「新樂府」などと共に坤元録屏風詩を書写させて手許に置こうとしたものであらう。なお、ここで行成が書写した書物は樂府（「新樂府」）は別として、『村上御記』、『坤元録詩』、『後撰集』といずれも村上天皇の治世に成立した作品である。そうすると、「詩合一卷」はやはりその治世の天徳三年（九五九）に天皇の主導で行われた「天徳詩合」ではなからうか。そうして「其日記一卷」とは現存の「天徳

三年八月十六日關詩行事略記」(群書類従卷一三四)ではな  
 かるうか。もしそう考えてよいとすれば、ここには文運隆盛  
 の聖代としての村上朝に寄せる一条天皇の憧憬を看取するこ  
 とができよう。坤元録詩はその一環をなすものであつた。

『古今著聞集』(卷十一・画図)の、絵師の良親が屏風二百  
 帖に絵を画いた話(392)に、坤元録屏風のことか語られてい  
 る。個条書きにすると、次のようなことになる。

藤原能通が絵師良親に屏風二百帖に絵を画かせた。

そのうち、坤元録屏風は良親相伝の本に基づいて画いた。

藤原教通の娘歎子が女御として後冷泉天皇に許に入内した  
 時(一〇四八年)に教通に献上した。

屏風に貼られた色紙形に詩を書くが、それは藤原公任が書  
 いた。

原本は「一人」(撰関)相伝のものである。

きわめて限定されたものではあるが、内裏から貴族の世界  
 へと、受容の場が拡大していつている。

## 五

『坤元録』は仮名文学―和歌の世界へ浸透していく。

能因(九八八?)に『坤元儀』という編著があつた。た  
 だしこの書も散佚書で、後代の歌学書、勅撰集の注に、この  
 書のことか記され、佚文が引用されている。すでに拾遺がな  
 されているのでこれによる。

まず、この書を説明するものとして、

能因が坤元儀は諸国の歌枕を書するものなり。(『古今集  
 註』卷六)

能因が諸国歌枕三卷あり。坤元儀と号す。(『拾遺抄注』)  
 がある。『坤元儀』は和歌の題材として詠まれる諸国の名所、  
 すなわち歌枕を集め、説明した書である。佚文をいくつか挙  
 げると、

さしでのいそは、能因が坤元儀には、甲斐国に出したり。  
 (『古今集註』卷七)

或人云、かへる山は越前にあり。……、はりまにありと  
 いふことはいかがはべるらむ。坤元儀には越前にのせた  
 り。(同卷十七)

能因坤元儀に云、みくまの浦は紀国にあり。彼浦には  
 はまゆふありといへり。(『拾遺抄注』)

此いぶきの山は美濃と近江のさかひなる山にはあらず。  
 下野国のいぶきの山也。能因坤元儀に出也。(『袖中抄』)

## 卷二

これらの内容から、『坤元儀』は「国別に名所を掲げた上でそれぞれの特記事項を述べていくという内容」であつたと考えられる。なお、能因には『能因歌枕』という類似の書があるが、この書と『坤元儀』とは別の書、あるいは『坤元儀』は『能因歌枕』の名所部を独立させたものと考えられている。

こうした性格の書に能因は「坤元儀」という名称を与えたのであるが、これは『坤元録』に做つたものに違いないだろう。能因は大学寮に学んで文章生となつた経歴を持ち、歌集『能因法師集』書陵部本及びその撰集『玄々集』に付された真名序にその典型を見るように、詩文に対する好尚と制作する能力を有していた。詩文に対して関心を持ち続けていた能因が、歌枕を記録した書に中国の地誌『坤元録』に做つて『坤元儀』と名付けたものと考えられる。

## 六 まとめ

唐の魏王、李泰が中心となつて編纂した地誌『坤元録』の日本における受容の様相を、この書に基づいて制作された屏

風詩を中心に考察した。

李泰等によつて編纂された地誌として、別に『括地志』があり、従来、『坤元録』と本書とは同一の書で、それぞれは別称と見るのが通説であつたが、なお検討の余地があるろう。八世紀末に作られた『因明論疏明灯抄』に引用されるのが

日本の文献における初見で、以後『日本国見在書目録』『和名類聚抄』『弘決外典鈔』『長秋記』『三教指帰覚明注』、入宋僧寂照の記録、『雲州往来』『江談抄』、正安本『和漢朗詠集』『和漢朗詠集私注』等に『坤元録』佚文の引用やこの書についての記述が見られる。

十世紀中葉の村上朝には、『坤元録』に基づいて屏風が制作され、詩が作られている。巨勢公忠が屏風八帖に絵を画き、これに詩が書かれたが、それは大江朝綱が『坤元録』から詩題二十を選び、それに拠り、朝綱、橘直幹、菅原文時の三人が六十首の詩を作り、そのなかから、大江維時が二十首を選び出し、それを小野道風が屏風に書いた。絵、詩、書、それぞれ道の道における当代を代表する名手が任に当たっている。それによつて、この屏風詩は後の時代からは權威ある先例とみなされた。

坤元録屏風詩はまとまつたものとしては伝存していない。

佚詩を拾っていかなければならないが、『江談抄』『和漢朗詠集』『新撰朗詠集』『和漢兼作集』に、『坤元録屏風詩』と明記されているもの、内容からそれと推定できるものを合わせて、ある程度の数の佚詩を見いだすことができる。

『坤元録』は仮名文学—和歌にも影響を与えている。能因の著作として『坤元儀』というものがあつた。佚文が鎌倉初期の歌学書、勅撰集の注釈に引用されているが、内容は国ごとに名所をあげて、これに説明を加える、いわゆる歌枕であり、その基本的性格は『坤元録』と同じである。能因が「歌枕」を編んで、その書に「坤元儀」と名付けたとき、彼は『坤元録』を意識していたに違いない。

## 注

- (1) 江戸時代の学者(狩谷掖斎、黒川春村等)も同一書としているが、最近の『善隣国宝記』の注釈で、石井正敏氏は別書として注目される(『訳注日本史料』、集英社、一九九五年、五二九頁)。
- (2) 金程宇『域外漢籍叢考』(中華書局、二〇〇七年)所収。
- (3) 河野實美子氏(早稲田大学)の教示を得た。
- (4) 大正新脩大藏經、第六十八巻、三八八頁。
- (5) すべて新美寛編、鈴木隆一補『本邦残存典籍による輯佚資料集成』(京都大学人文科学研究所、一九六八年)に採録する。
- (6) 三保忠夫・三保サト子編著『雲州往来 享禄本研究と総索

- 引 本文・研究編(和泉書院、一九八二年)による。
- (7) 新編日本古典文学全集本(小学館、一九九九年)による。
- (8) 新日本古典文学大系本(岩波書店、一九九七年)による。
- (9) 正保二年刊本による。
- (10) 統群書類従本(巻八八六)による。
- (11) 伊藤正義・黒田彰・三木雅博編著『和漢朗詠集古注釈集成』第一巻(大学堂書店、一九九七年)による。
- (12) このうち『和名類聚抄』、寂照についての記事(『皇朝類苑』による)、『和漢朗詠集私注』(11の詩の注のみ)については、『大日本史料』第一編之十、天曆十年是歳条に、『明文抄』『雲州往来』については、山崎誠「宮内庁書陵部蔵『管見記』巻六紙背「括地志」残巻について」(『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三年)に、『長秋記』については家永三郎『上代倭絵全史』(墨水書房、一九六六年改訂版)に指摘する。
- (13) 新編国歌大観第六巻(角川書店、一九八八年)所収による。
- (14) 川村晃生・佐藤道生編『新撰朗詠集校本と総索引』(三弥井書店、一九九四年)による。
- (15) 堀部正二編『校異和漢朗詠集』(大学堂書店、一九八一年)による。
- (16) 注(11) 編著第二巻による。
- (17) 木戸裕子「粟田障子詩考」(『語文研究』73号、一九九二年)参照。
- (18) 注(12) の家永著に指摘する。
- (19) 史料纂集本(統群書類従完成会、一九七八年)による。
- (20) 森本茂「歌枕と名所—平安中・後期における名所意識—」(『平安文学研究』53輯、一九七五年)
- (21) 久保木秀夫『更級日記』上洛の記の一背景—同時代にお

ける名所題の流行―〔「更級日記の新研究」新興社、二〇〇四年〕

( )とう・あきお 成城大学教授

付記

本稿は二〇〇六年九月十六・十七日に中国、杭州で行われた「ブックロードと文化交流」国際学術シンポジウム（二松学舎大学COEプログラムと浙江工商大学日本文化研究所との共催）における発表、および二〇〇七年七月一日の成城国文学会での講演を論文としたものである。